

佐賀県訓令甲第7号

県土づくり本部
各土木事務所

佐賀県土木事務所処務規程（昭和29年佐賀県訓令甲第19号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

佐賀県知事 古 川 康

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（所長の専決事項） 第3条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(13)の8 略</p> <p>(13)の9～(41) 略 2～5 略</p>	<p>（所長の専決事項） 第3条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(13)の8 略 <u>(13)の8の2 河川法第91条の規定による廃川敷地等の管理に関すること。</u> <u>(13)の8の3 河川法第92条の規定による廃川敷地等の交換に関すること。</u> <u>(13)の8の4 河川法第93条の規定による二級河川に係る廃川敷地等の譲与を受けること（国有財産に係る存置協議を除く。）。</u> (13)の9～(41) 略 2～5 略</p>

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。